

答申第 226 号

令和 6 年 2 月 2 日

神戸市長

久元 喜造 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和 5 年 5 月 29 日付神行行第 84 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「中央区文化センターの優先使用を受けた団体名等に関する情報」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

公益事業実施団体に係る情報のうち、「顧客名」、事務所の「郵便番号」「住所」「連絡先電話番号」、及び登記法等法令に基づき公開が予定されている「代表者名」を公開すべきである。その余の情報を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人は（以下「請求人」という。）、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「・中央区文化センターの多目的ルームの優先使用基準

・中央区文化センターの優先使用を受付けた団体名とその受付日と利用日（令和4年7月～令和5年6月利用）」

(2) 処分庁は、本件請求に対して、「協定書（令和4年7月1日付け）」及び「優先使用リスト（令和4年7月～令和5年6月ご利用分）」を特定し、「優先使用リスト（以下「本件公文書」という。）」に記載の郵便番号、住所、代表者名、連絡者名、連絡先及び優先利用予定団体の情報を非公開する旨を決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、請求人は、本件決定を取り消す、との裁決を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和5年3月13日受付の審査請求書、令和5年4月24日受付の反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件決定を取り消し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下情報公開法という。）第5条第1号イ「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の公開及び「優先使用団体名の正常な情報」の公開を求める。

(2) 当該団体名、利用目的等については、情報公開法第5条第1号イ等に該当する情報であって、公開すべきである。優先使用に該当しない団体を優先使用とするべきでない。

(3) 処分庁は、条例第10条第1号ア及び第2号アに該当するとして非公開としたが、同条項に該当しない。情報公開法第5条第1号「ただし次に掲げる情報を除く」のイに該当しており、条例第10条第1号から第6号は、不開示情報から除くことになっており、公にすることが認められている。当該団体名及び利用目的は、公開予

定情報として利用する前日までに一般に公表されている情報で、あえて不開示情報として保護する必要はない。「抗議活動」「権利の譲渡交渉」「正当な権利利益を害する」「競争上の地位」等と弁明しているが、それは非公開にするための単なる憶測であって、それも過去において公開した情報に対してそのような事実もなく、法的保護に値する蓋然性に乏しく、あえて不開示情報として保護する必要はない。情報公開法第5条第1号は、本件決定の理由よりも優先すべきである。不開示情報に関する基本的な「審査基準」「判断基準」としてその要件の考え方は、非公開とすべきでないことを示唆している。

(4) 情報公開法第25条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定が明記されている。よって、地方公共団体はこの情報公開法の規定に基づくべきである。

(5) 当該施設を利用する団体も講座等、神戸市ホームページ若しくは団体自身が、利用客増員のためチラシ等で公表し、ロビーにおいて利用団体名が掲示されるなど、団体名の性格として、公開が予定されている情報である。非公開の理由として「将来利用する予定の段階で団体名を公開すれば」と主張しているが、問題になっているのは「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であって、処分庁は、解釈を誤っている。情報公開法の趣旨を理解すれば、非公開とすべき情報でないことは、明らかである。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和5年4月11日受付の弁明書及び令和5年8月22日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件公文書に記載の郵便番号、住所、代表者名、連絡者名、連絡先については、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報で公にしないことが正当であると認められるため、これらの情報は条例第10条第1号アに該当する。

(2) 優先使用の予定団体の情報についても、法人等に関する内容であり、将来利用する予定の段階で団体名を公開すれば、団体への抗議活動や利用する権利の譲渡交渉など、団体の活動並びに正当な権利利益を害するケースが起こりうることも否定できないことから、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、当該情報は条例第10条第2号アに該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件争点について

処分庁は、本件公文書である中央区文化センター（以下「センター」という。）の優先使用団体のリストに記載された、郵便番号、住所、代表者名、連絡者名及び連

絡先を条例第 10 条第 1 号アに該当するとして、また、優先利用予定団体の情報を条例第 10 条第 2 号アに該当するとして、これらの情報を非公開とする部分公開決定を行った。

これに対し請求人は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第 5 条第 1 号イ「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の公開及び「優先使用団体名の正常な情報」の公開を求めて、本件決定の取消しを主張している。

請求人が指摘する情報公開法は、国の行政機関が保有する行政文書の開示を請求することができる権利について定められた法律であり、本件処分に同法の適用はない。

したがって、本件における争点は、処分庁が非公開とした情報の条例第 10 条第 1 号ア及び条例第 10 条第 2 号アの該当性である。

以下、検討する。

（2）本件非公開情報について

審査会が本件公文書を見分したところ、2022 年 7 月 20 日利用分から 2023 年 6 月 29 日利用分までの優先利用に関する情報を対象としている。

2022 年 7 月 20 日から本件処分日である同年 12 月 21 日までの利用分については、「受付日付」「使用日付」「曜日」「平休日の別」「利用施設」「時間帯」「顧客名」「会議名称」及び「会議内容」の各欄の情報を公開とする一方、顧客の「郵便番号」「住所」「代表者名」「連絡者名」及び「連絡先電話番号」の各欄の情報について、神戸市の機関が利用する場合を除いて、非公開としていることが認められる。

また、本件処分日の翌日である 2022 年 12 月 22 日から 2023 年 6 月 29 日までの利用分については、「受付日付」「使用日付」「曜日」「平休日の別」「利用施設」及び「時間帯」の各欄の情報を公開とする一方、「顧客名」「郵便番号」「住所」「代表者名」「連絡者名」及び「連絡先電話番号」の各欄について、神戸市の機関が利用する場合を除いて、非公開とし、「会議名称」及び「会議内容」の各欄の情報について、神戸市の機関が利用する場合を含めて、非公開としていることが認められる。

つぎに、施設の優先利用の申込みは、団体による利用であるため、基本的に本件公文書に記載された情報は法人等に関する情報であるものの、当該申込の際に記録された、当該法人等の「代表者名」及び「連絡者名」、並びに「郵便番号」「住所」及び「連絡先電話番号」の各欄について連絡者等の私的な情報が記録されているものが一部に見受けられ、これらの情報はいずれも個人に関する情報であることが認められる。

（3）優先利用団体について

審査会がセンターの優先利用の決定方法について処分庁に確認したところ、一般利用者については、利用する 4 か月前の月の 1 日に行われる抽選により利用団体が決まるところ、処分庁が指定管理者との間で締結している「神戸市立中央区文化セ

センターの管理運營業務にかかる協定」における「使用許可等に関する基準」（以下「基準」という。）に該当する場合は、抽選によらず、一般利用者の申込みに先立って優先的に利用申込みを受け付けているとのことであった。

審査会が本件公文書を見分したところ、優先利用の実施主体は、つぎの2点に分類することができる。1点目は、労働団体及び神戸市からの副申を添えた優先申込のうち団体の独自事業を実施しようとする団体（以下「独自事業実施団体」という。）であり、2点目は、神戸市が主催又は共催する事業を実施しようとする委託事業者又は指定管理者、及び神戸市からの副申を添えた優先申込のうち広く市民を対象とした公益性の高い事業を実施しようとする公益団体（以下「公益事業実施団体」という。）である。

上記団体のうち公益事業実施団体に関する情報については、神戸市との関係性及び事業の公益性を考慮すれば、公開が要請されるものと考えられる。

（4）本件非公開情報の条例第10条第2号アの該当性について

条例第10条第2号アの規定では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを非公開情報として定めている。この「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」との規定は、当該情報が公開されることにより当該法人の事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、その有している競争上の地位が当該情報の公開によって具体的に侵害されることが客観的に明白な場合を意味し、その判断は当該情報の内容・性質を始めとして、当該法人の事業内容、当該情報が事業活動等において、どのような意味を有しているか等の諸般の事情を考慮して行わなければならない。

以下において、非公開情報ごとに検討する。

①「顧客名」について

ア 独自事業実施団体

処分庁は、独自事業実施団体に関して、本件処分日の翌日である2022年12月22日から2023年6月29日まで、すなわち処分時点で、今後優先利用が予定されている「顧客名」を非公開としている。

処分庁の主張によれば、優先利用予定者の情報を公開すれば、当該団体への抗議活動や、使用する権利の譲渡交渉を持ちかけられるおそれがあり、当該団体の正当な権利利益を害することが十分考えられるとのことであった。

一般利用者としては、優先利用申込みが承認されれば、結果として利用を希望する施設について抽選されることもなく利用が叶わなくなり、仮にそのような状況が続くことになれば、一般利用者の不公平感が高まり、優先使用予定団体への抗議活動が生じることも十分に考えられる。

したがって、独自事業実施団体である「顧客名」を公にすれば、当該法人の競

争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

イ 公益事業実施団体

処分庁は、公益事業実施団体に関して、処分時点で今後優先利用が予定されている「顧客名」を上記アと同様の理由により非公開としている。

公益事業実施団体の場合、神戸市との関係性及び事業の公益性を考慮すれば、当該「顧客名」が公開されたとしても特段支障が生じるものとは認められない。したがって、公益事業実施団体である「顧客名」は、公開すべきである。

② 法人等の事務所に関する「郵便番号」「住所」「連絡先電話番号」「会議名称」及び「会議内容」について

ア 独自事業実施団体

処分庁は、独自事業実施団体に関して、2022 年 7 月 20 日から本件処分日である同年 12 月 21 日までの利用分については、事務所の「郵便番号」「住所」及び「連絡先電話番号」の各欄の情報について、非公開としている。

これらの情報は、団体の独自活動を利用目的として優先利用を申し込んだ際に記録された情報であり、センターとの連絡等のために取得した情報に過ぎない。

したがって、これらの情報を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

また、本件処分日の翌日である 2022 年 12 月 22 日から 2023 年 6 月 29 日までの利用分については、事務所の「郵便番号」「住所」「連絡先電話番号」並びに「会議名称」及び「会議内容」の各欄の情報について、非公開としている。

これらの情報は、上記①で非公開が妥当と判断した独自事業実施団体である「顧客名」が識別されうる情報であり、当該情報を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

イ 公益事業実施団体

処分庁は、公益事業実施団体に関して、2022 年 7 月 20 日から本件処分日である同年 12 月 21 日までの利用分については、事務所の「郵便番号」「住所」及び「連絡先電話番号」の各欄の情報について、非公開としている。

また、本件処分日の翌日である 2022 年 12 月 22 日から 2023 年 6 月 29 日までの利用分については、事務所の「郵便番号」「住所」「連絡先電話番号」「会議名称」及び「会議内容」の各欄の情報について、非公開としている。

非公開とした情報のうち、事務所の「郵便番号」「住所」及び「連絡先電話番号」については、神戸市からの委託事業者又は指定管理者、及び神戸市からの副申を添えた優先申込のうち公益性の高い事業を実施しようとする公益団体であることが認められ、上記①で公開すべきと判断した公益事業実施団体である「顧客名」

と同様に、公開されたとしても特段支障が生じるものとは認められないため、公開すべきである。

つぎに、「会議名称」及び「会議内容」についてであるが、これらの情報は今後実施が予定されている事業内容であり、公益事業実施団体における準備段階での情報であることが認められる。このような情報は優先利用の申込みを通じて知り得たからといって、むやみに公開すべき情報ではない。

したがって、これらの情報を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められ、条例第 10 条第 2 号アに該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

(5) 本件非公開情報の条例第 10 条第 1 号アの該当性について

条例第 10 条第 1 号アは、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められる場合や、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる場合には、非公開とすることができる。これは、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重するために、プライバシーを保護しようとするものであり、公文書公開によりプライバシー侵害が生じることをないように、個人に関する情報には最大限の配慮をすることが求められている。

処分庁は、当該法人等の「代表者名」及び「連絡者名」、並びに当該個人の私的な「郵便番号」「住所」及び「連絡先電話番号」の各欄について、条例第 10 条第 1 号アに該当するとして非公開としている。

① 「代表者名」について

ア 独自事業実施団体

独自事業実施団体に係る「代表者名」については、団体の独自活動を利用目的として優先利用を申し込んだ際に記録された情報であり、団体の確認及びセンターとの連絡等のために取得した情報に過ぎない。

したがって、むやみに公開すべきものではなく、公にしないことが正当であると認められるため、条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

イ 公益事業実施団体

公益事業実施団体に係る「代表者名」については、登記法、特定非営利活動促進法等法令に基づき公開が予定されている代表者名であれば、公開すべきであるが、そうでない場合は、むやみに公開すべきものではなく、公にしないことが正当であると認められるため、条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

② 「連絡者名」について

「連絡者名」については、独自事業実施団体、公益事業実施団体を問わず、当該団体に所属する担当者であることが認められる。この種の情報は、当該担当者

の所属先に関する情報であり、公にしないことが正当であると認められるため、条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

③ 特定個人の「郵便番号」「住所」及び「連絡先電話番号」について

「郵便番号」「住所」及び「連絡先電話番号」の欄において、独自事業実施団体、公益事業実施団体を問わず、一部に当該団体に所属する代表者もしくは連絡者に係る個人宅郵便番号・住所や個人所有の電話番号が記載されていることが認められる。この種の情報は、特定個人の私生活に関する情報であり、公にしないことが正当であると認められるため、条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和5年3月13日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和5年4月11日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和5年4月24日	—	* 請求人から反論書を受理
令和5年5月29日	—	* 諮問書を受理
令和5年8月22日	第 358 回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和5年9月29日	第 359 回審査会	* 審議
令和5年10月27日	第 360 回審査会	* 審議
令和5年11月14日	第 361 回審査会	* 審議
令和6年1月9日	第 362 回審査会	* 審議